

面会に関する規定

1. 目的

本規定は、入院患者の療養生活の質の向上および尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族の面会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

当院では、患者と家族との交流が患者様の療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しないことを基本方針とする。

3. 面会可能時間

11時00分～17時00分 対面時間1時間以内

4. 面会条件

- (1) 親族またはキーパーソンの許可がある方とする。
- (2) 12歳以上(中学生以上)とする。
- (3) 感冒症状のない方とする。

5. 面会受付

正面受付で面会手続き(面会票記入)し、当該病棟ナースステーションに提出する。

6. 面会者の遵守事項

- (1) 院内入館時・病室入室前後は手指消毒を行う。
- (2) 原則飲食物の持ち込みは禁止とする。

7. 面会の制限

- (1) 入院患者が感染症を発症または発症者と同室(濃厚接触者)であった場合。
- (2) 入院患者の入院病棟で感染症の集団発生が起きた場合。
- (3) 周辺地域における新興感染症等の発生状況により、病院が面会制限の必要性を判断した場合。
- (4) 医療安全上必要と判断される場合。

8. 周知方法

- (1) 院内掲示
- (2) 病院ホームページ掲載

附則

この規定は、2026年6月1日から施行する。